

事 務 分 掌

本 庁 各 課

主 管 課

1. 主要な施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。
2. 行政運営の管理改善に関すること。
3. 人事及び予算の調整に関すること。
4. 予算経理及び決算その他別に定める庶務事務に関すること。
5. 市町村への権限移譲に関すること。
6. 各課との連絡調整及び他課の所掌に属しない事項に関すること。
7. 他の部又は局との関連事項についての調整に関すること。

土 木 総 務 課

1. 県土整備事務所、河川総合開発事務所、空港管理事務所、宍道湖流域下水道事務所及び浜田港湾振興センターに関すること。
2. 島根県土地開発公社の業務運営の指導に関すること。
3. 公益財団法人島根県建設技術センターの業務運営の指導に関すること。
4. 建設産業対策に関すること（建設産業対策室）。
5. 建設業の許可及び入札参加者の資格審査等に関すること（建設産業対策室）。
6. 土木部（建築住宅課の所掌に属するものを除く。）所属の工事に係る入札及び契約に関すること（建設産業対策室）。
7. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の施行に係る調整に関すること（建設産業対策室）。
8. 浄化槽工事業に係る登録に関すること（建設産業対策室）。
9. 解体工事業者の登録に関すること（建設産業対策室）。
10. 建設統計に関すること（建設産業対策室）。
11. 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）の施行に関すること（建設産業対策室）。
12. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく届出事務（建設業許可業者に係るものに限る。）に関すること（建設産業対策室）。

技 術 管 理 課

1. 公共土木工事に係る設計積算基準及び施工管理に関すること。
2. 公共土木工事及び建築工事に係る検査に関すること。

3. 公共土木工事に係る技術の総合調整に関すること。
4. 建設副産物対策に関すること。
5. 建設リサイクルの推進に関すること。
6. 公共工事の品質確保に関すること。
7. 測量法（昭和24年法律第188号）の施行に関すること。
8. 公共土木施設の長寿命化の推進に関すること（長寿命化推進室）。

用地対策課

1. 公共事業の施行に伴う損失補償基準に関すること。
2. 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること。
3. 土地利用対策の総合調整に関すること。
4. 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
5. 土地取引の規制に関すること。
6. 地価調査に関すること。
7. 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関すること。
8. 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関すること。
9. 収用委員会に関すること。
10. 事業認定審議会に関すること。
11. 国土交通省所管の国有財産（他課の所掌に属するものを除く。）の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
12. 土木部の所掌する公物の管理事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
13. 国土調査に関すること。
14. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること。
15. 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。

道路維持課

1. 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく一般国道（県が管理する区間に限る。以下同じ。）及び県道（第3号において「県道等」という。）に係る新設、改築及び維持修繕工事（新設又は改築にあたっては、道路建設課の所掌に属するものを除く。）の執行に関すること。
2. 公共土木施設（道路維持課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
3. 県道等の管理（前2号の規定による所掌事務及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

4. 道路法に基づく市町村道に係る工事の指導及び監督に関すること。
5. 道路法に基づく市町村道の管理に係る勧告、助言及び援助に関すること。
6. 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
 - ア 一般道路、県道若しくは市町村道の用の供するもの又はこれらの不用物件
 - イ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第6項に規定する会社等が道路の用に供するもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）

道 路 建 設 課

1. 一般国道及び県道の新設及び改築に関すること。
2. 交通安全事業（歩道設置及び交差点改良に係るものに限る。）に関すること。
3. 道路の企画、調査、計画及びその調整に関すること。

高 速 道 路 推 進 課

1. 高速道路の整備促進及びその調整に関すること。
2. 高速道路の利用促進に関すること。

河 川 課

1. 河川の管理及び工事の執行に関すること。
2. 海岸保全区域の指定及び管理並びに工事の執行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。第10号において同じ。）。
3. 公共土木施設（河川課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
4. 河川関係市町村工事の指導及び監督に関すること。
5. 公有水面の埋立てに関すること（港湾及び漁港に係るもの（河川区域に係るものを除く。）を除く。）。
6. 水防に関すること。
7. 砂利採取計画の認可に関すること（河川課の所掌に属するものに限る。）。
8. 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること。
9. 採石法（昭和25年法律第291号）の施行に関すること。
10. 河川に係る水資源の開発及び利用計画並びにこれらの調整に関すること。
11. 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
 - ア 一級河川（県の管理する区間に限る。）、二級河川若しくは準用河川の用に供するもの又はこれらの廃川敷地等
 - イ 海岸保全施設（港湾空港課の所掌に属するものを除く。）又は公共海岸（土地に限る。）で

あるもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）

ウ 海域（港湾空港課の所掌に属する海域を除く。）に所在するもの

12. 江の川およびその支川の治水対策の推進に関する事。
13. ダムの管理及び工事の執行に関する事（河川開発室）。

斐伊川神戸川対策課

1. 斐伊川・神戸川治水事業の推進に関する事。
2. 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活再建対策に関する事。
3. 斐伊川・神戸川治水事業に係る周辺地域整備に関する事。
4. 斐伊川・神戸川治水事業に係る用地補償に関する事。
5. 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活相談に関する事。

港湾空港課

1. 港湾の管理及び工事の執行に関する事。
2. 海岸保全区域（港湾空港課の所掌に属するものに限る。）の指定及び管理並びに工事の執行に関する事。
3. 公共土木施設（港湾空港課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。
4. 公有水面の埋立てに関する事（港湾区域に係るものに限る。）。
5. 砂利採取計画の認可に関する事（港湾空港課の所掌に属する港湾及び海岸に係るものに限る。）。
6. 市町村管理港湾の港湾区域の認可に関する事。
7. 市町村公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金の交付等に関する事（港湾区域に係るものに限る。）。
8. 港湾区域内又は港湾隣接地内に所在する国土交通省所管の国有財産（公共空地であるものを除く。）の取得、維持、保存、運用及び処分に関する事。
9. 境港管理組合との連絡調整に関する事。
10. 空港の管理及び工事の執行に関する事（空港整備室）。

砂防課

1. 砂防指定地の管理及び工事の執行に関する事。
2. 地すべり防止区域の管理及び工事の執行に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
3. 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。
4. 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関する事。

- ア 砂防設備の用に供するもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）
- イ 地すべり防止施設の用に供するもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）
- ウ 急傾斜地崩壊防止施設の用に供するもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）
- 5. 公共土木施設（砂防課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- 6. 公共土木施設（国土交通省所管に係るものに限る。次号において同じ。）災害復旧事業の総合調整に関すること。
- 7. 市町村公共土木施設災害復旧事業の指導及び監督に関すること（技術に関することを除く。）。
- 8. 公共土木施設等災害復旧事業に関する特別財政援助額及び事業別財政援助額の算定に関すること。
- 9. 砂利採取計画（砂防課の所掌に属するものに限る。）の認可に関すること。
- 10. 総合的な土砂災害対策に関すること。
- 11. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
- 12. 大規模土砂災害の緊急調査及び土砂災害緊急情報に関すること。

都市計画課

- 1. 都市計画に関すること。
- 2. 街路事業に関すること。
- 3. 都市公園に関すること。
- 4. 土地区画整理に関すること。
- 5. 市街地再開発事業に関すること（建築住宅課の所掌に属するものを除く。）。
- 6. 都市災害復旧工事の執行に関すること（下水道推進課の所掌に属するものを除く。次号及び第8号において同じ。）。
- 7. 市町村の都市計画の協議、同意及び都市計画事業の認可に関すること。
- 8. 市町村等の都市計画関係事業の指導及び監督に関すること。
- 9. 駐車場法（昭和32年法律第106号）の施行に関すること。
- 10. 優良宅地の認定に関すること。
- 11. 都市緑地保全及び生産緑地に関すること。
- 12. 屋外広告物に関すること。
- 13. 景観に関すること。

下水道推進課

- 1. 流域下水道の管理及び工事の執行に関すること。

2. 公共土木施設（下水道推進課の所掌に係るものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。
3. 職員の給与支給に関する事（流域下水道事業支弁者に限る。）。
4. 企業債に関する事（流域下水道事業に限る。）。
5. 流域下水道事業の経営に関する事。
6. 決算に関する事（流域下水道事業に限る。）。
7. 資産の取得、管理及び処分に関する事（流域下水道事業に限る。）。
8. 出納その他会計事務に関する事（流域下水道事業に限る。）。
9. 汚水処理施設整備の推進に関する事。
10. 市町村等の下水道事業の指導及び監督に関する事。
11. 下水道の計画及び調査に関する事。
12. 下水道に関する市町村の都市計画事業の認可に関する事。
13. 浄化槽の整備促進に関する事。
14. 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する国土交通省所管の国有財産（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）の取得、維持、保存、運用及び処分に関する事。

建築住宅課

1. 県営住宅の整備及び管理に関する事。
2. 市町村等の建築物（国土交通省所管の国庫補助金等又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
3. 高齢者等の居住の安定確保に関する事。
4. 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の施行に関する事。
5. 空き家対策に関する事。
6. 住宅市街地総合整備事業等に関する事。
7. 住環境整備事業等に関する事。
8. 市街地再開発事業（国土交通省所管の建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関する事。
9. 地域優良賃貸住宅供給促進事業に関する事。
10. 島根県住宅供給公社の業務運営の指導に関する事。
11. 住宅政策に関する事。
12. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく届出事務（宅地建物取引業者に係るものに限る。）に関する事。
13. 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関する事（建築物安全推進室）。
14. 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関する事（建築物安全推進室）。

15. 建築物の防災及び安全対策に関すること（建築物安全推進室）。
16. 建築物の耐震改修の促進に関すること（建築物安全推進室）。
17. 建築物のバリアフリー化に関すること（建築物安全推進室）。
18. 長期優良住宅に関すること（建築物安全推進室）。
19. 建築物の省エネルギー対策に関すること（建築物安全推進室）。

地 方 機 関

○県土整備事務所

部、事業所、管理所及びスタッフの所掌事務は、次のとおりとする。

企画調整スタッフ

1. 管内地域づくりに関すること。
2. 市町村等の要望に関すること。
3. 危機管理に関すること。
4. 予算及び事業の調整に関すること。
5. 総合評価方式入札制度に関すること。
6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。
7. 建設副産物対策に関すること。

業 務 部

（松江県土整備事務所及び出雲県土整備事務所にあつては第9号から第14号までに規定する事務を、県央県土整備事務所にあつては第5号に規定する事務を除く。）

1. 庶務に関すること。
2. 集合庁舎の管理に関すること（県央県土整備事務所に限る。）。
3. 公用車の運行管理等に関すること。
4. 防災活動の推進及び災害対策等の連絡調整並びに国民保護に関すること。
5. 水防に関すること。
6. 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
7. 建設業に関すること。
8. 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関することを除く。）。
9. 土木事業及び農業農村整備事業等の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償